部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第７５号
（生企）
令和８年３月19日
５年保存（口訓）
本　部　長

品触れの様式及び作成要領並びに運用上の留意事項について（通達乙）

「品触要綱の制定について（通達乙）」（令和８年３月19日刑企発第74号）に規定する様式等については、下記のとおり定めるので、その適切な運用に努められたい。

記

１　品触れの様式

品触れは、別記様式に基づき、事件単位に作成すること。

２　品触れの作成要領

品触れは、別添の品触作成要領に従い作成すること。

別記様式

（特別重要・重要・普通）品触れ

第　　号

手配盗品等
上記の物品は、　　年　　月　　日発生の　　事件における盗品等です。 発見の際は、警察官にお知らせ下さい。

年　　月　　日

受領年月日	年　　月　　日

別添

品触作成要領

事　　項 （別記様式記載例）	記 載 等 要 領
1　品触れの区分	犯罪捜査規範第36条第１項に定める品触れの区分（特別重要品触れ・重要品触れ・普通品触れ）を記載又は記録（以下「記載等」という。）すること。
2　都道府県警察名・一連番号	品触れを発する都道府県警察名及び当該年ごとの一連番号（刑事企画課において設定）を記載等すること。 例 高知県 第１０号 一連番号 品触れを発した都道府県警察名
3　盗品等の詳細項目 (1)　盗品等画像	盗品等の画像があるものは登載すること。 例１　腕時計の場合  例２　指輪の場合 
(2)　品　　名	盗品等の名称を記載等すること。 例１　腕時計の場合 品目：腕時計（男性用） 例２　指輪の場合 品目：指　　輪
(3) メーカー又は製品名	メーカー又は製品名が判明している場合は記載等すること。 証券・証書類のうち手形等は銀行名を、その他については発行者名を記載等すること。 美術･骨董品については、作者名を記載等すること。 例１　メーカー名が○○○○○の場合 メーカー名：○○○○○ 例２　製品名が△△△･△△△△△の場合 製品名：△△△･△△△△△
(4) 製 造 番 号	製造番号が判明している場合は記載等すること。 例　　製造番号がＴＥＧ０１９５３の場合 製造番号：ＴＥＧ０１９５３

(5) 型　　式	型式が判明している場合は記載等すること。 例　　型式が６９１７８Ｇの場合 型式：６９１７８Ｇ
(6) 記　　名	被害品に記名がある場合は記載等すること。 証券・証書類のうち、手形等は、振出人の氏名、事業所名、住所等を、その他のものは、名義人の氏名、事業所名、住所等を記載等すること。 例１ 記　　名　：　絵画の裏側に題名と作者の署名がローマ字と漢字で記載されている。 例２ 記　　名　：　指輪の裏に「99.12.25 M TO H」と記載あり。
(7) その他の特徴	上記項目以外で他の物品と識別できる特徴（機械番号、作者名、作品名、大きさ等）が判明している場合は記載等すること。 例１　作品名が「○○○の○○」の場合 作品名：○○○の○○ 例２　作者名が△△△場合 作者名：△△△ 例３　絵画の大きさが縦２０ｃｍ×横３０ｃｍの場合 大きさ：縦２０ｃｍ×横３０ｃｍ 例４　証券番号が６０００１～６００１００で、枚数が１００枚の場合 証券番号：６０００１～６００１００ 枚　　数：１００枚
４　被害年月日及び事件名等	被害年月日及び事件名等を記載等すること。 例１ 被害年月日 事件名 上記の物品は、令和８年１月１日発生の窃盗事件（空き巣）の盗品等です。 発見の際は、警察官にお知らせ下さい。 例２ 被害年月日 被害発生場所 事件名 上記の物品は、令和８年１月１日から令和８年１月３日までの間に、高知県○○署管内で発生した窃盗事件の盗品等です。 発見の際は、警察官にお知らせ下さい。

5 年　月　日	品触れを発する年月日を記載等すること。
6 受領年月日	書面により発せられた品触れを古物商等が受領したときに、その受領日を古物商等が記載する。
7 品触れを発する警察署名及び担当連絡先	品触れを発する警察署名及び連絡先（内線）を記載等すること。 例　高知警察署の場合 高　知　県　高　知　警　察　署 連絡先　０８８－８２２－０１１０　（内線）
8 県本部の品触主管課及び担当連絡先	品触れを発する県本部の品触主管課及び連絡先（内線）を記載等すること。 高知県警察本部刑事部刑事企画課 連絡先　０８８-８２６-０１１０（内線）